



# みみだより

松江ろう学校 支援部

No.R6-4 2025. 1. 17

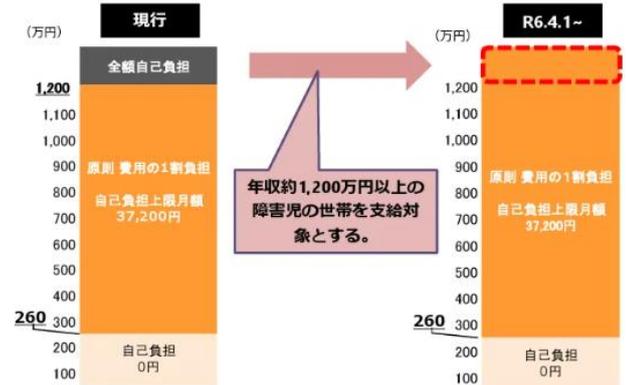
今回は、補聴器（補装具）の購入の際にあった所得制限の廃止について、人工内耳サウンドプロセッサの機種交換の際の保険適用についてお伝えします。

## 令和6年4月1日から子どもの補装具費支給制度の所得制限が撤廃されています。

これまで、身体障害者手帳を所持していても所得制限があったために、補聴器の購入や修理に関して補助を受けることができず、全額自費で支払われている家庭がありました。

しかし、○**子どもの補装具については、障害のある子どもの身体機能を補完・代替し、日常生活に欠かせないものであるとともに、成長に応じて交換が必要なものであり、子どもの育ちのために必要。**  
○**子どもの健やかな育ちを支える観点から、子どもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。**ということ

<イメージ：収入額は、父母子1人のケース>



令和6年4月1日から子どもの補装具費支給制度の所得制限が撤廃されています。（厚生労働省 HP、子ども家庭庁 HP 等）

## 人工内耳サウンドプロセッサの機種交換について健康保険適用になりました。

人工内耳のサウンドプロセッサについて1台目は健康保険が適用されていましたが、2台目以降の機種交換はなかなか簡単にできるものではありませんでした。しかし、2024年6月より、破損していない人工内耳サウンドプロセッサの機種交換について「医学的に必要性がある」と判断された場合に健康保険が適用されるようになりました。（厚生労働省 HP）

では、「医学的な必要性」の主なポイントとは・・・

- ①旧機種の使用開始日より5年以上が経過しており、
- ②旧機種を使用し静寂化での単語検査の明瞭度が80%以下であり、
- ③新機種を使用し単語検査の正答率が旧機種よりも8ポイント以上改善すること

となるようです。

「医学的な必要性」は医療機関で受診し医師により判断されるものですので、詳細については医療機関で相談してください。

また、製品の価格（コイルなどのオプション製品等）が2025年4月から改定され値上がりするというお知らせもあるようですのでご注意ください。（コクレアニュースレター2024年冬号）

少しずつですが、制度が改正されて補助してもらえる範囲が広がってきてよかったなど感じることもあります。しかし、身体障害者手帳がない人に対しては補聴器に関しては補助の割合が異なることや修理費用は全額自費であることは変わりありません。また人工内耳については日常生活用具として給付される品目や基準額も各自治体により異なっていて自費で購入したりしなければならない状況がまだまだあります。子どもの健やかな育ちを支える観点から、もっと変わって欲しいことについて機会があれば、その都度自治体などへ声をあげていきたいものです。